

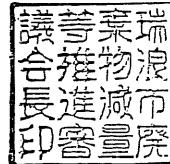


答 申 書

令和2年12月7日

瑞浪市長 水野光二様

瑞浪市廃棄物減量等推進審議会
会長 田中定



令和2年2月13日付けで諮問がありました「諮問事項1 一般廃棄物の収集、運搬及び処理に係る手数料並びに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条第2項の規定による産業廃棄物の処理費用の見直し」並びに「諮問事項2 廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条の規定により市が処理を行うものとして市長が告示する産業廃棄物の種類及び処理の区分の見直し」について、本審議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

1. 審議の概要

本市の一般廃棄物（市が処理を行うものとして市長が告示する産業廃棄物（以下「告示産廃」という。）を含む。）の処理手数料（以下「手数料」という。）の額は、平成19年1月に改定（有料化）した以降、13年間にわたり据え置かれたままとなっており、近隣自治体の中では住民負担率が比較的低くなっている。また、し尿についても平成3年11月、浄化槽汚泥については昭和60年4月の改定より据え置かれている状況となっている。

一方、本市においては人口減少や少子高齢化の進行による厳しい財政状況が続いており、一般廃棄物の処理に毎年4億円を超える経費を要する中、施設の老朽化も進んでいることから、今後も経費の増大が懸念されるところである。

引き続き、将来にわたって一般廃棄物の適正処理並びに施設の安定稼働を保持していく上で、これまで以上にごみの発生抑制、リサイクルの推進等について、市民、事業者、行政がそれぞれ取組みを進める必要があることは当然であるが、その一方で排出者からの排出量に応じた費用負担の適正化を図ることも重要と考える。

本審議会では、様々な観点から慎重に審議を行った結果、次の理由により手数料の見直しを行うべきとの結論に至った。

- (1) 手数料は平成19年1月の改定以来13年間据え置かれており、その間消費税が5%から8%、更に令和元年10月には10%に改正されたことに伴う経費の増大が認められること。
- (2) 手数料の改定以降、令和元年までに人口が10%以上減少したことから、ごみの排出量は微減傾向にあるものの、固定費（委託料等）は増加傾向にあるため、行政負担の増大が認められること。
- (3) 不燃ごみにおいては、産業廃棄物の排出量が年々増大しており、平成30年度においては、総埋立量（スラグ、飛灰を除く）に対し、約60%が産業廃棄物となっているため、その排出抑制が必要なこと。
- (4) ごみ排出者の負担率は、一般廃棄物処理に要する経費の22%程度となっており、4分の3以上を一般財源に頼っている現状を鑑みると、排出者責任の明確化とともに、ごみの排出量に基づく市民負担の公平性を求める必要があること。

2. 審議の観点

本年3月に策定された「瑞浪市一般廃棄物処理基本計画」における施策として、「ごみ処理手数料の適正化」、「市の処理する産業廃棄物の見直し」等が掲げられていることから、計画に基づき審議を行うものとし、次に示す5つの観点で検討を行った。

(1) 「排出者負担率」の観点

平成19年1月の手数料改定に際し、本審議会は平成18年1月12日付けで答申を行い、生活系可燃・不燃ごみに対する排出者負担割合は20～30%、事業系一般廃棄物は20～40%、産業廃棄物については30～40%とした。

このことを受け、本市では生活系ごみは20%、事業系一般廃棄物は35%、産業廃棄物は40%となるよう、改定が実施された。

以降13年が経過し、消費税増税、人口減少などの社会的要因により、ごみ処理に係る行政負担が増大していることに鑑み、排出者負担と行政負担（一般財源充当率）とのバランスを見直す必要がある。

また、し尿及び浄化槽汚泥の手数料については、約30年間据え置かれているため、現在の社会情勢や近隣市の状況を踏まえながら、手数料を徴収するべきかを含めて見直す必要がある。

(2) 「負担の公平性」の観点

本市では、事業者から排出される産業廃棄物についても告示による受入れを行っており、生活系ごみの手数料よりも高い負担を求めている。

特に不燃ごみにおいては、産業廃棄物の排出量が著しく増加し、平成30年度では、生活系不燃ごみの530トンを上回る839トンもの受入れを行っている。

本市における不燃物最終処分場の残余年数は、現時点で約35年と予測しているが、今後産業廃棄物の排出量が増えた場合、残余年数が大幅に減少する恐れがある。何よりも一般廃棄物の最終処分場としての意義が失われることは明白である。

現在、不燃ごみとして排出される産業廃棄物は、90%以上が陶磁器くず、陶土くず、ガラスくずであり、その処理に係る手数料は、民間の産業廃棄物処理施設と比較して数分の一と考えられる。

従って、産業廃棄物の排出抑制が実効あるものとなるよう、手数料等の大幅な見直しを行う必要があると判断する。

(3) 「市民の負担感」の観点

現行の手数料は、平成19年1月に改定されてから据え置かれており、今日に至っている。

前回の改定時には、本審議会の答申において、「市の財政やごみ処理経費増加の状況から、将来には50%ぐらいの自己負担は必要。」「値上げによるごみ減量効果を検証しながら、段階的な値上げとされたい。」等の意見が付帯されている。

今回は、改定以降13年が経過していることから、その見直しにあたっては、市民の負担感が急激に増加しないことや、近隣市との比較において極端な差が出ないよう配慮を行う必要がある。

(4) 「廃棄物減量施策」の観点

一般廃棄物処理基本計画において、「ごみの排出抑制」が基本方針の1つとされ、市民1人1日あたりのごみ総排出量を令和16年度に882g、事業系の1年間のごみ排出量を令和16年度に2,939tとする等の目標を掲げている。

この方針に基づく施策として、「ごみ処理手数料の適正化」「市の処理する産業廃棄物の見直し」を進めることとしている。

(5) 「告示産廃の見直し」の観点

市の処理する産業廃棄物の種類及び処理の区分については、平成19年8月31日付け瑞浪市告示第113号で告示されているが、当時と比較して排出量が飛躍的に増加しており、不燃物最終処分場の運営に多大な影響を与えていた。

従って、当該告示についてその内容を見直す必要があると判断する。

3. 手数料の改定額等及び改定期について

(1) 手数料の改定額等について

本審議会としては、一般廃棄物の排出抑制策を推進する一方で、本市内で発生した一般廃棄物（告示産廃を含む。）が、将来にわたり安定的かつ適正に処理されるためには、今回諮問があった手数料について次のように考える。

ア 前回の手数料改定から13年が経過し、本市の人口が約1割減少したことに伴いごみの排出量は減少傾向にあるものの、その間に消費税が5%から8%へ、更には10%に増税されたこと、及び固定経費（主に委託料）の増加に伴い、処理経費は微増傾向にある。

これらのことから、手数料については排出者と行政との負担バランスを整えるため、生活系、事業系を問わず増額を前提として考える必要がある。

イ 手数料の負担割合については、本審議会が平成18年1月に答申した範囲（生活系可燃・不燃ごみに対する排出者負担割合は20～30%、事業系一般廃棄物は20～40%、産業廃棄物については30～40%）で設定することが適当と考える。

ウ 手数料の決定にあたっては、指定ごみ袋の場合、市民の負担率の平等性に鑑み、ごみ袋の容積を基準に算定することとされたい。（現在、可燃ごみの場合は大袋を5kg、小袋を3kgとして算定）

また、市民生活の多様化に対応するため、近隣市同様「中袋」の新設及び直接搬入の場合の計量単位の見直しについても検討が必要と考える。

なお、手数料額の範囲については、近隣市との均衡に配慮されたい。

エ 告示産廃については、本年9月にその種類について新たに告示をされたところであるが、近年、生活系不燃ごみを上回る排出量となっているため、不燃物最終処分場の残余年数に大きく影響する懸念がある。

従って、最大限に産業廃棄物の排出抑制を実現するためには、手数料の増額の他、搬入量を規制する等の対策が必要と考える。

オ し尿については、汚水処理施設共同整備事業（M I C S事業）の開始により処理経費が削減されたことに伴い、排出者の負担率が高くなっているが、東濃5市の手数料の状況を見ると本市は平均的な額となっていることから、現状維持が妥当と考える。

また、浄化槽汚泥については、東濃5市の内3市が徴収しておらず、県内においても特異な徴収状況となっていることから、廃止されることが望ましい。

（2）手数料の改定時期について

改定時期については、市民への十分な周知期間を設けるためには、3～6か月程度は必要と考えるが、現時点においては新型コロナウイルスの影響に伴い社会状況が混とんとしていることから、柔軟に対応されたい。

4. 各委員からの意見・要望について

（1）手数料の改定について

- ア 消費税増税分を値上げすることはやむを得ない。また、今後も消費税が増税された場合は、それを踏まえて検討していく必要がある。
- イ 不燃物最終処分場の延命等のため、産業廃棄物の持込量を減らすには産業廃棄物の不燃ごみは値上げするべきである。
- ウ クリーンセンターや不燃物最終処分場の次期建設などの時期や費用を考慮して、手数料を改定することが必要である。

（2）告示産廃について

- ア 医療廃棄物は通常、民間の処理業者に出しており、不燃物最終処分場に持ち込むことはないと考える。
- イ 陶磁器関係が優遇されて陶磁器くず等を不燃物最終処分場へ持ち込むことができるが、建築関係は持ち込むことができる産廃の種類が限られている。陶磁器関係と他の業種とバランスを考えながら告示産廃を減らすことが必要である。

（3）ごみ減量等の施策について

- ア ごみの処理費用をごみ袋に掲載するなど、市民に対してごみの発生抑制の啓発を行う必要があると考える。

- イ 市が集めたタンスや電化製品をリサイクル業者へ渡すなど、他の市町村の事例を参考にしてごみ減量の施策を実施されたい。
- ウ リユースやリサイクルの推進について、市民に浸透させる施策を講ずる必要があると考える。

5. 審議の経過

- (1) 令和元年度第4回審議会（令和2年2月13日）
諮問に対する背景説明及び課題について審議
- (2) 令和2年度第1回審議会（令和2年4月30日）
一般廃棄物処理手数料の見直しに係る課題に対する意見交換並びに方向性の審議
- (3) 令和2年度第2回審議会（令和2年11月26日）
一般廃棄物処理手数料の見直しに係る答申書の審議